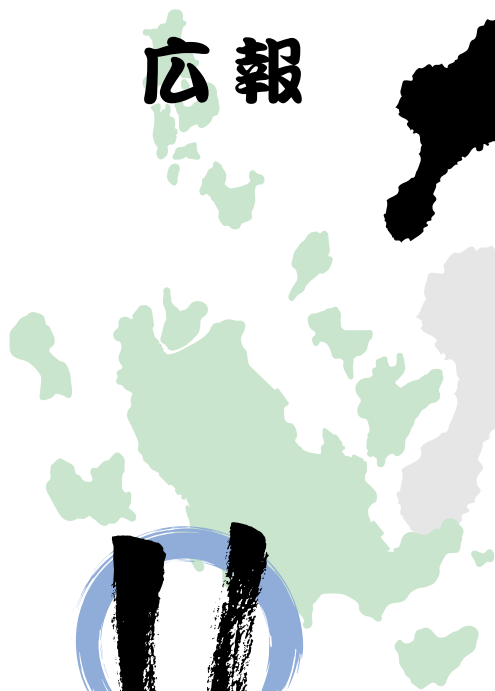


広報

# なごしま



2013  
No.724



Communication & Public Relations

10月27日(日)、秋晴れの下、積浦の田んぼで直島のコメづくり「稲刈り」体験があり、参加者は昔ながらの鎌を使った稲刈りに汗を流しました。黄金色に実った稲穂を刈り取った後は、丁寧に束ねて天日干しを行い、お米がどんな風にできるのか知っていただくいい機会になりました。

町づくり報告……………2P  
各課からのお知らせ……………3～5P  
カメラリポート……………6・7P  
情報BOXなど……………8～12P



## 町づくり報告 く 税務課からく

税務課長 宮原 三郎

11月に入り、今年も2ヶ月を切る季節となりました。近年は、夏は猛暑、また、不順な天候が多くなりました。そこで、今年の11月は、気候も良い、また紅葉など深まる秋を満喫したいですね。

さて、今月の町づくり報告は、税務課から報告させていただきます。

## ◆町税

税務課では、個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料について課税・徴収を担当しています。紙面の関係で、個人町民税に絞って説明します。また、この説明の後に、相続税の課税強化の法案が、ようやく改正されましたので、お知らせします。

## 個人町民税（所得割十均等割）

所得の種類として、給与所得、不動産所得、事業所得、利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得、退職所得、年金などの雑所得などに区分されます。

基本的に税を求めるとは次の3つの過程で計算します。

①所得－必要経費 ②課税所得＝所得－所得控除 ③税額＝課税所得×税率

例 事業所得で①の所得を求めますと、例えば年間でAさんの事業の売上収入が1,000万円、その収入を得るのに税法で認められた経費が700万円とします。すると①の計算では、所得は300万円。次に②の課税所得を求めます。所得控除は健康保険や年金などの保

険料の合計の社会保険料控除や、扶養控除などを合計したものです。それが150万円と仮定しますと、②の計算は、課税所得150万円となります。最後の③税額の計算ですが、この課税所得の額ですと所得税の税率は5%ですから、③所得税の税額＝150万円×0.05＝75,000円となります。

町民税の計算は、①の所得と同じです。②の所得控除は、町民税用で決められた金額で計算します。それが130万円としますと、②の課税所得は170万円となります。③の税額は、税率は6%で、町民税の税額（所得割）＝170万円×0.06＝102,000円となります。県の税額は、税率が4%ですから、県民税の税額（所得割）68,000円です。町では、町と県の分を合わせて、さらに均等割（町3,000円、県1,000円）を加えて課税徴収させていただきます（県の分は、後日、県の方へ送金しています）。

近年、直島町で民宿や飲食店、不動産の賃貸の事業をされるケースが多くなっています。所得の収入と経費はきちんとつけて、正しく申告しましょう。

## ◆滞納整理

税は公平さが基本です。まじめな方が損をしないためには、滞納に対しては厳しい措置も必要です。厳しい措置の1つで差押えがあります。差押えをする対象物は、不動産、預金、給与、年金などがあります。個々の滞納者に、より効果の

ある差押えを選択して進めていく必要があります。

## ◆相続税

相続税の改正は、平成23年に計画されましたが、東日本大震災とねじれ国会が原因で、改正法案が通りませんでした。それが平成27年1月1日からの改正となりました。改正前では、相続税の対象となるのはまれでしたが、今回の課税強化で、対象者が増える可能性が出てきました。

それは、基礎控除額が引き下げとなつたためです。父と母と二人の子がいる家族で、父が亡くなるケースを考えますと、改正前は、基礎控除額＝5,000万円＋1,000万円×法定相続人（母と子2人の計3人）＝8,000万円、相続財産がこの基礎控除額内であれば、相続税はかかりませんでした。しかし改正後の平成27年1月1日からは、基礎控除額＝3,000万円＋600万円×3＝4,800万円となり、相続税がかかる可能性が高くなりました。

なお、相続について簡単に説明します。先ほど家族の例でいきますと、父が亡くなり、相続人は、父が残した財産を調査・計算をする必要があります。そこで、相続人たちは、父の死を知った日から3ヶ月以内に、①相続の単純承認

②相続の放棄 ③限定承認のいずれかを選択しなければなりません。②相続の放棄を利用する例としては、不動産や預金などの正の財産よりも借金の方がよ

り大きい場合などに利用されます。③限定承認は、正の財産と借金とがどちらが多いかわからないときに利用できる便利なものですが、この限定承認は、相続人全員で行わなければ選択できません。①相続の単純承認は、3ヶ月以内に②相続の放棄又は③限定承認しない場合に単純承認となります。この場合は、正の相続財産と債務を無条件・無制限に全て相続します。普通、多くの方は、相続の選択で、②相続の放棄や③限定承認しないことが多いので、この単純承認（相続）となっています。

次に、相続人が相続財産をどのように相続をするかですが、亡くなった方が遺言を書いている場合は、この遺言の内容で相続が決まります。この遺言がないときは、法定相続（民法で決められた率で相続し、事例の家族場合、母が1/2子が各1/4ずつ）となります。ただし、実際に遺産を分ける場合は、相続人全員で、お互いに話し合いをして、全員の同意による遺産分割協議書を作成します。そうすると、実務上は、この遺産分割協議書の内容が優先されます。

## ◆町税へのご理解・ご協力

町の基礎となる町税は、皆様のご理解・ご協力が重要です。よろしくお願ひします。

なお、国税についての質問などは、高松税務署（☎861-4121）へ、町税については税務課（☎892-2296）までお問い合わせください。

## 「年末調整」説明会の開催日程

今年も、年末調整を行う時期となりました。

「年末調整」は、給与の支払いを受ける人について、毎月の給与や賞与などの支払いの際に源泉徴収した税額と、その年に納めなければならない税額とを比べて、その過不足を精算する手続きです。

給与所得者の大部分は、この「年末調整」によってその年の所得税の納税が完了し、改めて確定申告の手続きをとる必要がないことから、非常に大切な手続きです。

このため、高松税務署では、次のとおり説明会を開催します。

**日時** 平成25年11月20日(水) 午後0:30～午後2:00  
**場所** 直島町商工会館

年末調整関係書類を事前にお送りしますので、ご来場の際には必ずお持ちください。

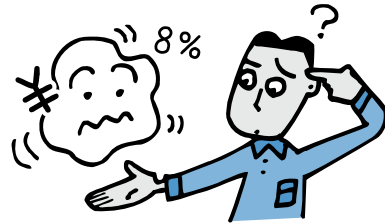
お問い合わせ

〒760-0018 高松市天神前 2-10  
 高松税務署 法人課税第3部門 ☎861-4121

## 消費税改正講習会

2014年4月からの消費税増税8%は、2013年10月1日の閣議で決定されたことから、直島町商工会では、講習会を下記のとおり行います。是非、ご参加ください。

**日時** 11月26日(火) 午前9:30より  
**内容** 消費税改正等  
**講師** 虫本篤徳 税理士  
**会場** 直島町商工会館2F  
**主催** 直島町商工会



## 平成25年秋季全国火災予防運動

**期間** 11月9日～11月15日までの7日間  
**統一標語** 『消すまでは 心の警報 ONのまま』  
**重点目標**

1. 住宅防火対策の推進
2. 放火火災・連続放火火災防止対策の推進
3. 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
4. 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
5. 多数の観客等が参加する行事に対する火災予防指導等の徹底



### 住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

— 3つの習慣・4つの対策 —

#### 3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

#### 4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

※町消防団でも、週間中、消防車による巡回広報をはじめいろいろなキャンペーンを実施します。

# 平成25年10月分からの年金額の改定について

現在の年金額は、過去に物価が下落したにもかかわらず、年金額を据え置いたことで、本来の水準よりも2.5%高い水準（特例水準）となっています。

平成24年の法律改正で、平成25年10月、平成26年4月および平成27年4月に段階的に特例水準を解消することにより、年金財政の改善を図るとともに、将来の受給者となる若い世代にも考慮して、世代間の公平を図ることとなりました。

このため、**平成25年10月分以降としてお支払いする年金額は、4月から9月までの額から、マイナス1.0%の改定が行われます。**

今後の解消のスケジュールは、平成26年4月マイナス1.0%、平成27年4月マイナス0.5%を予定しています。（物価・賃金が上昇した場合には、引き下げ幅は縮小します。）



## 平成25年10月分からの年金額改定に関するQ&A

**Q. なぜ、平成25年10月分からの年金額が下がったのですか。**

**A.** 現在の年金額は、平成12年度から平成14年度にかけて、物価下落にもかかわらず、年金額を据え置いたことで、法律が本来想定している水準（本来水準）よりも2.5%高い水準（特例水準）となっています。

そのため、平成24年11月に法律改正が行われ、現役世代（将来の年金受給者）の将来の年金額の確保につなげ、世代間の公平を図るために、平成25年10月分以降としてお支払いする年金額は、4月から9月までの額から、マイナス1.0%の改定が行われます。

**Q. いつの年金支払いから適用されますか。**

**A.** 改定後の年金については、平成25年12月（10月分、11月分）からのお支払いとなります。

**Q. 新しい年金額のお知らせは、いつ送付されますか。**

**A.** 改定後の年金額は、年金額改定通知書でお知らせします。

年金額改定通知書は、12月13日の支払いに向け、原則として、年金振込通知書と一体となったお知らせ（ハガキ）で、12月4日以降に日本年金機構から、順次、年金受給者に送付されます。

お問い合わせ

役場住民福祉課

☎892-2223

## 燃えるごみの直接持ち込み先の変更について



現在、燃えるごみを直接持ち込みする場合、ストックヤードのトラックスケールで計量後、受け入れしておりますが、新しく廃棄物処理施設の整備を進めていることに伴い、11月18日(月)から当分の間、納言様の不燃物捨場にトラックスケールを移設し、計量後受け入れいたします。

ご利用の皆様方には、大変ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解とご協力をお願いします。

『みんなで築こう 人権の世紀 ～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～』



12月4日から10日までの1週間は「第65回人権週間」です。

国際連合は、1948（昭和23）年の第3回総会で「世界人権宣言」が採択されたのを記念して、採択された12月10日を「人権デー」と定め、加盟国に人権擁護活動を推進するための様々な取り組みを実施するよう求めています。

法務省と全国人権擁護委員連合会では、毎年、12月4日から10日までを「人権週間」と定めて広く呼びかけを行い、人権尊重思想の普及高揚に努めています。

「人権」は、人間らしい幸せな生活を営むのに必要な権利ですので、お互いの人権が尊重される明るい町にしていきたいと思います。

皆さんの中で、家庭内の問題（夫婦、親子、結婚、離婚、扶養、相続等）、隣近所とのもめごと、借地・借家問題、差別問題、外国人の人権問題など様々な心配ごとでお困りの方は、人権相談所あるいは人権擁護委員にお気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

直島町の人権擁護委員は次の方々です。

- 西 康比古 氏 ● 加藤 道子 氏

高松法務局・香川県人権擁護委員連合会 啓発活動強調事項

- 女性の人権を守ろう
- 子どもの人権を守ろう
- 高齢者を大切にすることを育てよう
- 障害のある人の自立と社会参加を進めよう
- 部落差別をなくそう
- アイヌの人々に対する理解を深めよう
- 外国人の人権を尊重しよう
- HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう
- 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- インターネットを悪用した人権侵害をやめよう
- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ホームレスに対する偏見をなくそう
- 性的指向を理由とする差別をなくそう
- 性同一障害を理由とする差別をなくそう
- 人身取引をなくそう
- 東日本大震災に起因する人権問題に取り組もう

また、いじめや虐待など、子どもの人権に関する相談・情報は、**子どもの人権 110 番（☎0120-007-110 高松法務局人権擁護部）**まで、夫や恋人からの暴力、職場におけるセクシュアルハラスメントやストーカー行為など、女性の人権に関する相談・情報は、**女性の人権ホットライン（☎0570-070-810 高松法務局人権擁護部）**まで、お気軽にお電話ください。

※連絡先などについては、**役場住民福祉課（☎892-2223）**にお問い合わせください。

『児童虐待防止推進月間』 ～さしのべた その手がこどもの 命綱～

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、特に、子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たず、児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっています。

こうした状況を踏まえ、11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、児童虐待防止のための広報・啓発等の各種の取組を全国的に実施しています。

虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときやご自身が出産や子育てに悩んだときには、児童相談所や市町村の窓口ご連絡してください。

あなたの連絡相談が子どもを守るとともに、子育てに悩む保護者を支援するための大きな一歩となります。

## 環境フェスタ2013

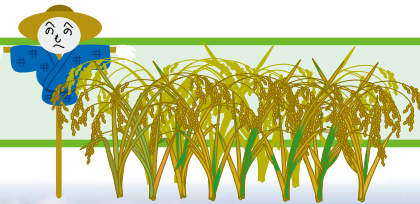
自然とアートと環境の島で、見て・ふれて・楽しく遊んでエコについて考える、「環境フェスタ2013」が海の駅なおしまで開催されました。

エコ学習コーナーでは、リサイクルや次世代エネルギーのこについて学びました。エコ体験コーナーでは、リサイクルマーケットでいらなくなった本やおもちゃなどを交換したりしました。

また、同時開催の直島物産展では「なおしまハマチ」の試食会も行われ、大勢の人たちでにぎわいました。



## 稲刈り



# 稲刈りを体験しました！



## 日本スポーツ少年団より表彰

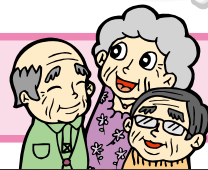
永年にわたりスポーツ少年団の育成指導に尽力され、少年スポーツ活動の振興に多大な貢献をされたことが認められたため、指導者である小林国彦さんが日本スポーツ少年団より表彰を受けられました。おめでとうございます。



# CAMERA REPORT カメラリポート



## 敬老会



10月3日（木）に総合福祉センターで敬老会が行われ、長寿の方々に濱田町長より記念品が贈られました。

式典後の演芸では直島女文楽や、幼児学園の園児による歌、ゲストを招いてもものまねショーを披露し長寿をお祝いしました。

なお、この敬老会に次の方々からご寄付がありました。紙面をお借りしてお礼申し上げます。

- ・三菱マテリアル(株)直島製錬所
- ・香川県農業協同組合直島支店
- ・直島漁業協同組合
- ・直島町母子寡婦福祉会



## 100歳のお祝い

平成25年度中に100歳を迎えられる牛ヶ首島の畑島高雄さんに、内閣総理大臣からのお祝い状と記念品を、濱田町長がお渡ししました。

これからもご健康に留意され、ますますのご長寿をお祈りしております。



## 合唱コンクール



「Butterfly ～飛び立とう殻を破って～」をテーマに、直島中学校の合唱コンクールが福祉センター劇場ホールにおいて行われました。

毎日放課後遅くまで練習した成果が表れ、生徒の素晴らしい歌声がホールいっぱいに響きわたりました。



## ～ 知ってください 国民健康保険のこと!! ～

### 【特定健康診査・特定保健指導】の実施状況について



平成20年度から医療保険者に義務付けられた「特定健康診査・特定保健指導」について平成24年度の実施状況をお伝えします。

#### 特定健診

区分	対象者数	受診者数	受診率
40歳～74歳の 国保被保険者	635人	167人	26.3%

平成24年度の実施率は上記のとおりで、昨年度の38%を大きく下回りました。

11月16日（土）に今年度最後の集団健診を役場と西部公民館で行いますので、お送りしている受診券、質問票と被保険者証、料金をご持参のうえ、40歳から74歳までの方で、受診がお済みでない方は、必ず受診するようにしてください。

#### 特定保健指導

区分	該当者数	受診者数	受診率
動機付け支援 メタボリックシンドローム予備軍	24人	10人	41.7%
積極的支援 メタボリックシンドローム該当者	7人	2人	28.6%
計	31人	12人	38.7%

特定健診の結果により、メタボリックシンドロームと判断された人は、特定保健指導として動機づけ支援と積極的支援を受けるようになります。

本年度も保健指導の受診対象となった方は、メタボリックシンドロームを撃退するために必ず保健指導を受診してください。

定期的に主治医で健診を受けている方、今年度、人間ドック・済生丸検診等を受けた方は、特定健診の内容をみたま検査内容であれば、特定健診を受けたものとみなすことができます。その際は、検査結果と事前に郵送している質問票を記入し、役場までご持参ください(平成26年3月31日までかまいません)。検査結果は役場でコピーを取らせていただきます。よろしくお願ひします。

**ご不明な点がありましたら、お気軽に下記までご連絡下さい。**

**国民健康保険についてのお問い合わせは…**

役場住民福祉課・国民健康保険係（☎892-2223）まで、ご連絡ください。

**国民健康保険税についてのお問い合わせは…**

役場税務課・国民健康保険税係（☎892-2296）まで、ご連絡ください。



## 知ってください! 糖尿病のこと⑤9

前号で、生活習慣を振り返るためのチェックリストについてお知らせしましたが、『喫煙』で「現在タバコを吸っている」にチェックがついた人はどのくらいいたでしょうか。

タバコは『百害あって一利なし』の言葉が代表的に言われていますが、タバコを吸う方・好きな方にとっては、耳の痛い言葉ですね。

具体的にどのような害があるのかお知らせすることで、禁煙を始める第一歩になっていただければ幸いです。

原因の3～4割は  
喫煙によるもの!

虚血性心疾患（心筋  
梗塞）などの死亡率

タバコを吸わない  
人の約2倍!

心疾患：心臓付近の血管に血の塊（血栓）ができ、血液の流れを止めてしまい、心臓に血液が流れなくなることによって起こります。

上の図から考えると、死亡率・原因ともタバコが関連していることが分かっており、明らかに、**タバコが血液の流れを悪くして、血栓を作り出す大きな要因**になっているということです。これが、脳の中の血管で起きると脳こうそくということになります。

**糖尿病**は、血液の流れが悪くなる病気であり、血糖値の高い（糖分の多い）血液は、ドロドロしていて、**血管の中で流れにくい状態**になっています。

流れにくい状態である上に、さらにタバコによってドロドロ度が増し、追い打ちをかけるように血液が一層流れにくくなってしまいます。

なぜ、タバコは血液の流れを悪くするか・・・

- ◆**タバコを吸う** = 煙を体内に取り入れる = 一酸化炭素を体内に取り入れている  
→一本のタバコには、致死量の1/20の一酸化炭素が含まれていると言われています
- ◆**一酸化炭素** = 酸素の200倍以上の力で血液中のヘモグロビンと結合  
→通常ヘモグロビンは酸素と結合して、血液の流れにのって全身に酸素を運んでくれる  
→酸素より一酸化炭素が増えることによって血液中の成分バランスが崩れ、ドロドロとした血液になる
- ◆**ニコチンも関係している**  
→血液中の血小板をべたつかせる作用がある  
→ニコチンによって、粘着度と結合力が上がった血小板がどんどん結合して大きくなり、大きな血の塊（血栓）となって血液の流れを止めてしまう



タバコには200種類以上の有害物質が含まれています。禁煙に向けての第一歩を踏み出してみましょ!

役場住民福祉課 ☎892-3400

【第78回】

ふれあい健康コラム

直島町立ふれあい診療所  
医師 山本 遥平

## 骨粗しょう症

骨粗しょう症とは、骨が脆くなり骨折しやすくなる状態のことです。この状態になると「しりもちをついたら背骨が潰れた」、「転んで手をついたら手首が折れた」などという骨折が起こりやすくなります。具体的には①二の腕（上腕骨近位端）、②手首（橈骨遠位端）、③背骨（胸腰椎移行部）、④太ももの付け根（大腿骨近位端）、の骨折が起こりやすくなります。

骨粗しょう症になっているかどうかは「骨密度」で診断します。骨密度が若い人と比べて80%より低ければ骨粗しょう症の一步手前。70%を切ったら骨粗しょう症です。診断方法は色々ありますが、診療所では手首の骨にエックス線を当てて「骨密度」を調べています。数分でできますので、気になる人は外来受診時におっしゃって下さい。

治療は骨の材料となるカルシウムの補充と、カルシウムの吸収に必要なビタミンDの摂取、骨を丈夫にするビスホスホネートという薬の内服・注射が基本です。これらの薬を組み合わせで治療していきます。うまくいけば骨密度の低下を抑えることができます。

生まれてから思春期頃までのカルシウム摂取量と運動量で骨密度の貯金は決まってしまう、その後骨の貯金は減り続けます。大人になってからどれだけカルシウムを摂取しても、運動を頑張っても、現状維持が精いっぱいです。若いころからカルシウムも摂らない、運動もしないという生活を送っていると…、間違いなく骨粗しょう症を発症してしまいます。

放っておいても症状はなく、骨折するまで何ともない病気ですが、骨折すると手術やリハビリで1～3カ月の入院が必要になります。手術は大変ですし、リハビリを数か月やったとしても骨折前の状態まで筋力を戻すことは困難です。骨折して手術をするまで2週間横になっていたとすると、8週間リハビリをやって骨折前の筋力の7～8割取り戻せればいいほうです。それに手術で弱った身体にリハビリは相当こたえます。投げ出して寝たきりになったり、途中で認知症を併発したりして介護が必要になるケースもよく目にします。

治療をしたから骨折しなくなる訳ではありませんが、予防が大事な病気です。高齢者、特に閉経後の女性に多い病気ですので、気になる方は診療所、若しくは整形外科を受診してみてください。



11月より東部公民館建て替え工

移動図書館の巡回  
場所の変更について

お知らせ

予約先  
香川県危機管理総局くらし安全  
安心課  
☎832-3175、3172

申込期間  
11月20日(水)～12月13日(金)

人数  
各10人(先着順、電話予約が必要)

日時  
平成25年12月15日(日)  
午前10時～午後2時

弁護士・司法書士に  
よる多重債務者無料  
相談会

相談



相談・連絡先  
電波適正利用推進員協議会へ相  
談窓口  
<http://www.cleandepanet/>

電波適正利用推進員は、総務省  
四国総合通信局長から電波利用環  
境に関する活動  
について委嘱さ  
れているボランティア  
です。混  
信・受信障害な  
ど電波の利用に  
関してお困りの人はご相談くださ  
い。



電波に関する相談

問い合わせ先  
高松法務局人権擁護部第1課  
☎087-81515311

電話番号  
「女性の人権ホットライン」  
☎057010701810  
相談員 人権擁護委員及び高松法  
務局職員

期間  
平成25年11月18日(月)か  
ら11月24日(日)まで  
時間  
午前8時30分から午後  
7時まで  
ただし、土曜日・日曜  
日は午前10時から午後  
5時まで

「女性の人権ホットラ  
イン」強化週間

事にとめない移動図書館車の巡回  
場所が変わります。  
11月29日(金)  
役場倉庫前(郵便局横)  
午後1時10分～午後1時50分  
お間違えのないようお願いいたします。

結婚おめでとう (敬称略)

すえ永く お幸せに

地区 氏名 月日  
積浦 並河 吉田 佑介 10・6

おくやみ (敬称略)

つつしんでご冥福をお祈りします

地区 氏名 年齢  
本村 西岡登志男 65  
宮ノ浦 中條 嘉一 94  
本村 山本富美子 93  
屏風島 吉田 勝子 93  
宮ノ浦 大林 延子 95  
本村 田中 五月 69  
本村 中野 金吾 95

寄付のお礼

西岡美紀子様より亡夫西岡登志男様の香典返しとして、本村自治会、直島幼児学園、直島小学校、直島中学校、ふれあい診療所に対して金一封のご寄付がありました。  
大林茂樹様より亡母大林延子様の香典返しとして、宮ノ浦自治会、直島町社会福祉協議会、ふれあい診療所、宮ノ浦不老会に対して金一封のご寄付がありました。  
豊田泰広様より亡父豊田義人様の香典返しとして、直島町社会福祉協議会に対して金一封のご寄付がありました。  
田中秀夫様より亡妻田中五月様の香典返しとして、直島町社会福祉協議会、ふれあい診療所、本村自治会に対して金一封のご寄付がありました。  
三菱マテリアル直島生活協同組合様より、直島町給食センター、直島幼児学園(幼稚園 保育部)に対して金一封のご寄付がありました。

東日本大震災義援金の受付状況について

東日本大震災義援金へ多くの皆様より、温かいお気持ちをお寄せ頂きありがとうございます。現在の日本赤十字社直島町分区での義援金受付状況を報告いたします。  
なお、義援金の受付は平成25年3月末までを予定していましたが、日本赤十字社香川県支部の受付期間延長に伴いまして、直島町も平成26年3月末まで延長しています。  
引き続き役場庁舎内の募金箱で受付をしておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。  
皆様からお預かりした義援金は、日本赤十字社を通して、被災地の方に届けられます。

平成25年10月25日現在 **2,149,343円**

直島町人権・同和教育講演会

平成25年11月21日(木) 13:30~15:00  
直島町総合福祉センター 劇場ホール

じんけん講演会

テーマ **出会いの人生から学んだこと**  
～あなたとわたし こころつないで 共に生きよう～

講師 **菊地 幸夫氏 (弁護士)**



主催/直島町：直島町教育委員会；直島町人権・同和推進協議会；直島町差別をなくし、人権を擁護する審議会  
部落解放人権政策確立要求直島町実行委員会；世界人権宣言直島町実行委員会  
お問合せ先/直島町教育委員会 ☎892-2882

玉野市休日当番医 市外局番 (0863)

日	内科	外科	歯科
11月10	水田小児科医院 (宇野)31-1350	近藤医院 (東田井地)41-1061	三宅歯科医院 (田井)32-2418
17	のうの小児科医院 (田井)33-9888	宇野八丁目クリニック (宇野)33-8080	赤木歯科医院 (築港)31-1771
23	井上内科医院 (玉)21-2074	玉野三井病院 (玉)31-4187	赤司歯科医院 (宇野)32-1289
24	大萩内科医院 (胸上)41-1087	三宅内科外科医院 (榎ヶ原)71-2277	あさの歯科医院 (玉原)31-7722
12月1	東条小児科医院 (迫間)71-5110	玉野市民病院 (宇野)31-2101	石田歯科医院 (宇野)32-2882
8	原田内科クリニック (宇野)31-1717	中谷外科病院 (田井)31-2323	いのうえ歯科医院 (八浜)51-3360

※診察時間は、内科・外科は午前9時から午後5時まで、  
歯科は午前9時から正午まで。  
※休日当番医は都合により変更することがあります。

くらしの7ポイントアドバイス

ダイヤモンドのもうけ話

「高額なダイヤモンドの購入に関するパンフレットが届いた。後日、別会社から代わりに購入してくれたら倍にして買い取ると電話があった」との相談が寄せられています。  
これは「買え買え詐欺」とも言われる劇場型勧誘の手口です。実際に、買い取りが行われることは、まずありません。また、支払ってしまったお金を取り戻すことは困難です。勧誘の電話にはきっぱり断りましょう。  
冷静に考えれば、利益が出る「おいしい話」を見ず知らずの他人に薦めるなどありえない話です。絶対に耳を貸さないください。  
消費生活に関する相談は、香川県消費生活センター☎833-0999 (多重債務・ヤミ金融専用相談は☎834-0008) へ。

直島俳句・川柳会  
側にいてすぐ役にたつ優れ物  
捨ててしまえぬ可愛い孫の手

美代子

ふれあい通信ながしまだより

11月18日からのオフトーク通信4CHの番組表です。  
どうぞ、お楽しみください。

故障かなと思ったら

ボリューム・放送時間帯を確認してください。  
故障受け付けは、113番へお願いします。  
移転・廃止は、必ず役場総務課まで印鑑を持参し、手続きをください。  
オフトーク通信再放送などの操作のお問い合わせは、役場総務課 892-2222 まで、お気軽にお問い合わせください。

11月

November

- 18日(月) 邦楽ヒット曲ミックス (新譜・最新ヒット曲)
- 19日(火) 邦楽新譜アルバム (新譜・最新ヒット曲)
- 20日(水) 90年代洋楽ヒット曲 (懐かしの名曲・ヒット曲)
- 21日(木) 80年代洋楽ヒット曲 (懐かしの名曲・ヒット曲)
- 22日(金) 歌謡演歌テーマ別特集 (歌謡演歌)
- 25日(月) カフェ・ミュージック (リラックスサウンド)
- 26日(火) リラックスミュージック (リラックスサウンド)
- 27日(水) スクリーンミュージック (BGM)
- 28日(木) クラシックピアノ (BGM)
- 29日(金) オルゴール (BGM)

12月

December

- 2日(月) ティーンズヒットセレクション (新譜・最新ヒット曲)
- 3日(火) 邦楽アルバムダイジェスト (新譜・最新ヒット曲)
- 4日(水) 2000年代邦楽ヒット曲 (懐かしの名曲・ヒット曲)
- 5日(木) フォーク・ニューミュージック (懐かしの名曲・ヒット曲)
- 6日(金) インディーズヒット (Jポップ)
- 9日(月) 歌謡演歌年代別ヒット曲 (歌謡演歌)
- 10日(火) 季節を演出するBGM (スローテンポ) (BGM)
- 11日(水) 洋・邦ヒット曲ミックス (ドラマ主題歌・CM曲など) (新譜・最新ヒット曲)
- 12日(木) 70年代邦楽ヒット曲 (懐かしの名曲・ヒット曲)
- 13日(金) 昭和初期～昭和60年代ヒット曲 (歌謡演歌)

※音楽 (4チャンネル) の放送時間は6:30~24:00です。  
※番組は、予告なく変更になる場合がありますがご了承ください。

ミニギャラリー



横防 岡崎 貢さんの作品「泊ヶ浦海岸」



本村 山口愛子さんの作品「すすき野」

★わが家のスター★



● 両親からひとこと  
**海野 理久ちゃん(1歳)**  
 直島に引っ越してからもうすぐ1年。12月21日に理久は2歳だね。理久を授けられた日から毎日がとっても幸せいっぱい。ママにしてくれてありがとう。

ふれあい診療所(11月)外来診療担当医予定表

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
11/11	12	13	14	15
藤川・山本	山本	藤川・山本	藤川	山本
18	19	20	21	22
藤川・山本	山本	藤川・山本	藤川	山本
25	26	27	28	29
藤川・山本	山本	藤川・山本	藤川	藤川
12/2	3	4	5	6
藤川・山本	藤川・山本	藤川・山本	藤川	山本
9	10	11	12	13
藤川・山本	山本	藤川・山本	藤川	藤川

※診療担当医は都合により変更することがあります。  
 ※受付時間 午前8時30分～11時30分・午後2時～4時  
 ※診療時間 午前9時～12時・午後2時30分～4時30分  
 ※救急患者の場合は診療時間外でも診療いたしますのでふれあい診療所に電話してください。  
 ふれあい診療所 ☎892-2266

★★★★募集しています★★★★

皆さんの応募をお待ちしています。

わが家のスター

広報では赤ちゃんや、就学前のお子さんの写真をお待ちしています。掲載をご希望の方は、氏名(保護者・お子さん)・年齢・住所(地区)・電話番号・メッセージを添えて下記の宛先までご応募ください。  
 ※写真でもデータでもOKです。

◆「俳句・川柳」、「ミニギャラリー」のコーナー◆  
 テーマはそれぞれ自由ですので、住所(地区)・氏名・年齢・電話番号を記入しお気軽にご応募ください。

送り先.....  
 〒761-3110 直島町1122-1  
 直島町総務課「広報おしま ○○○コーナー」  
 E-mailでの応募は、somu1@town.naoshima.lg.jp  
 締め切り：平成25年11月22日(金)  
 ※紙面の都合で、掲載できない場合はご容赦ください。

● 町の人口 ●  
 11月1日現在(先月比)  
 世帯数 1,537 (-6)  
 人口 3,186 (-12)  
 男 1,597 (-7)  
 女 1,589 (-5)  
 町の面積 14.23km<sup>2</sup>

● 直島町のホームページ ●  
<http://www.town.naoshima.lg.jp>  
 ● 電子メール ●  
[somu1@town.naoshima.lg.jp](mailto:somu1@town.naoshima.lg.jp)

チャレンジ! 広報クイズ

Q.平成24年度に実施した、国保被保険者の「特定保健指導」で、動機付け支援が必要なメタボリックシンドローム予備軍該当者は何名でしょうか。

- ①24名 ②34名 ③44名

(ヒントは、広報紙の中にあります)

10月号の答え ③ 応募総数10通

【応募締め切り】平成25年11月22日(金)

クイズの答え・住所(地区)・氏名・年齢・電話番号・広報紙の感想を書いて、下記まで応募してください。正解者の中から抽選で記念品を差し上げます。応募は、1世帯1通に限ります。

【送り先】

〒761-3110 直島町1122-1  
 直島町総務課「広報クイズ11月号」係  
 E-mailでの応募は、somu1@town.naoshima.lg.jp

※当選者の発表は、賞品の発送をもって代えさせていただきます。  
 ※ご応募いただいた皆さんの個人情報は賞品発送のみに使用し、第三者に開示・提供することはありません。

住民基本台帳法の一部を改正する法律により、人口は、外国人の方を含めた人数となっています。



この広報紙は自然保護のため再生紙を使用しています。

■発行/平成25年11月8日 ■印刷/山陽印刷(株)

■編集/直島町役場総務課 ☎761-3110香川郡直島町1122-1